証券コード　5253
2023年６月13日
（電子提供措置の開始日2023年６月６日）

株主各位

東京都港区三田三丁目５番19号
カバー株式会社
代表取締役社長　谷郷元昭

第７期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第７期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。なお、電子提供措置における通知の内容は本通知と同一のものになります。

・当社ウェブサイト
　https://cover-corp.com/ir

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　東京証券取引所のウェブサイトから資料を確認するには、上記のURLにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「カバー」または証券「コード」に「5253」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、内容をご確認いただけます。

　また、当日の総会における本総会会場へのご入場に関しましては、感染症対策として座席数に限りを設けている関係上、事前申込・抽選制とさせていただきます。事前申込をされていない株主様、落選となった株主様はご入場いただくことができませんので、あらかじめご了承ください。
　なお、当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、本通知または電子提供措置における通知に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（https://web.sharely.app/e/cover-7/pre_vote）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2023年６月28日（水曜日）午後６時までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

※議決権行使書用紙を投函する前に「株主番号」「郵便番号（2023年３月末時点）」及び「保有株式数（2023年３月末時点）」を、必ずお手元にお控えください。

敬具

記

（1）開催日時　2023年６月29日（木曜日）午前10時

（2）開催場所　東京都港区高輪４-11-16　京急第11ビル
TKPガーデンシティPREMIUM品川　ホール６A

（3）会議の目的事項

＜報告事項＞

第７期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

＜決議事項＞

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役５名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる事前の議決権行使の流れ

1. **以下のURLあるいは二次元コードから**
バーチャル株主総会のログイン画面へ
アクセスしてください。

https://web.sharely.app/e/cover-7/pre_vote

2. **お手持ちの議決権行使書をご参考の上、**
ログイン画面にて必要な情報を入力し
ログインしてください。





3. **セキュリティおよび株主様の保護のため**
キャプチャ認証がございます。
表示された9つの写真から適切なものを
選び、確認してください。



4. **事前受付期間において、**
議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することが出来ます。



注意事項

・インターネットによる議決権の行使は、2023年６月28日(水曜日)午後６時まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行使くださいますようお願い申し上げます。

・インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとします。またインターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後のインターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。

・議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続料金及び通信料金等は株主様の負担となります。

・その他システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

株主様向けライブ配信及び事前質問受付のご案内

本株主総会につきましては、ご来場いただくことが難しい株主様が本株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、本総会の目的事項等に関する事前質問をお受けいたします。ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1．配信日時
2023年６月29日（木曜日）午前10時から

2．アクセス方法

接続先：
https://web.sharely.app/login/cover-7

＜必要事項＞
株主番号、郵便番号（2023年３月末時点）、保有株式数（2023年３月末時点）

① 上記のURLをご入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
② 接続されましたら、お手許の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号（2023年３月末時点）」及び「保有株式数（2023年３月末時点）」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533
※当日操作に問題が生じた場合は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。
【お問い合わせ窓口（バーチャル株主総会Sharely）】
電話番号：03-6416-5286
受付時間：2023年６月29日（木曜日）午前９時から株主総会終了時まで

3．事前質問方法

接続先：
https://web.sharely.app/e/cover-7/pre_question

＜必要事項＞
株主番号、郵便番号（2023年３月末時点）、保有株式数（2023年３月末時点）

① 以下の期間で本総会の目的事項に関しまして事前質問をお受けいたしますので、上記のURLをご入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、事前質問ページにアクセスしてください。
② 接続されましたら、お手許の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号（2023年３月末時点）」及び「保有株式数（2023年３月末時点）」を、画面表示に従って入力し、ログインしてください。
③ ライブ配信閲覧画面上部の「事前質問をする」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

【事前質問受付期間】
本招集通知到着時から2023年6月26日（月曜日）午後6時まで
※ご質問は、株主様ご本人に限らせていただきます。
※内容はできるだけ要点を簡潔にご記入くださいますようお願いいたします（150字以内）。
※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。
※株主総会の進行上の都合により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

注意事項
・ライブ配信により株主総会の模様をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、ライブ配信の視聴を行っていただいた場合であっても、当日のご質問及び議決権行使、動議の提出を行うことはできません。
・議決権の行使につきましては、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年６月28日(水曜日)午後６時までにインターネット又は書面による事前行使をお願いいたします。
・通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグ等が発生する可能性がございますので、ご了承ください。
・ライブ配信当日において、ご視聴者さまの環境等に基づく接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートできかねます。予めご了承ください。
・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料金等はご視聴者さまのご負担となります。
・映像や音声データの第三者への提供や公開、上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じさせていただきます。
・本総会当日のライブ配信は議長及び当社役職員のみの撮影となっておりますが、ご出席株主様が映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

会場へご来場希望の株主様の事前申込方法

当日の総会における本総会会場へのご入場に関しましては、感染症対策として座席数に限りを設けている関係上、事前申込・抽選制とさせていただきます。ご来場希望の株主様は、下記のURLより予約サイトへ接続いただき、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。事前申込をされていない株主様、落選となった株主様はご入場いただくことができませんので、あらかじめご了承ください。
なお、当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

［事前申込受付期間］
本招集通知到着時から2023年6月21日（水曜日）午後6時まで

アクセス方法

接続先：
https://web.sharely.app/e/cover-7/reservation

＜必要事項＞
株主番号、郵便番号（2023年3月末時点）、保有株式数（2023年3月末時点）

① 上記のURLより予約サイトへ接続いただき、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。
② 事前予約フォームが表示されましたら、メールアドレスを入力いただき、「送信する」を押してください。
③ 受付期間終了後、2023年6月23日（金曜日）に入力いただいたメールアドレスにお申込み結果をお送りします。制限人数を超えたお申込みがあった場合は抽選となり、「落選」のお知らせをする可能性がございます。その場合はご入場いただけませんのでご了承いただきますようお願いいたします。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、以下のとおり定款第13条第3項を追加するものであります。

２．変更の内容　　（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第3章　株主総会	第3章　株主総会
（招集）	（招集）
第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。	第13条　現行どおり
2　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	2　現行どおり
【新設】	3　当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第2号議案　取締役５名選任の件

現取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに社外取締役１名を加えた取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	谷郷　元昭 (1973年12月10日)	2005年６月　株式会社インタースパイア（現　ユナイテッド株式会社）入社 2008年４月　株式会社サンゼロミニッツ設立　代表取締役 2016年６月　当社設立　代表取締役社長（現任） (取締役候補者とした理由) 当社設立者であり、過去にも代表取締役を歴任したことから、会社経営の知見を有しているため。	20,835,900株
2	福田　一行 (1982年６月15日)	2008年４月　アジャイルメディア・ネットワーク株式会社入社　CTO 2013年４月　ガルー株式会社設立　代表取締役 2017年６月　当社取締役CTO（現任） (取締役候補者とした理由) 当社設立初期からCTOとして関与しており、当社の技術部門を管轄する取締役として適格であるため。	2,606,400株
3	須田　仁之 (1973年７月21日)	2002年12月　有限会社スダックス設立　取締役(現任) 2013年２月　弁護士ドットコム株式会社　監査役(現任) 2015年11月　株式会社グッドパッチ　監査役（現任) 2016年６月　当社　取締役（現任） 2019年９月　株式会社フクロウラボ　監査役（現任) 2021年３月　株式会社Techouse　取締役（現任） (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 多様な会社の取締役・監査役を歴任しており、設立当初より当社の社外取締役として経営に携わっているため。	834,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	和田　洋一 (1959年5月28日)	2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス設立　代表取締役社長 2015年５月　株式会社メタップス　取締役（現任） 2016年８月　ワンダープラネット株式会社　取締役（現任） 2018年３月　株式会社マイネット　取締役（現任） 2021年９月　株式会社オープンアップグループ　取締役（現任） 2022年６月　当社　取締役（現任）	―
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 今後当社が展開していくメタバース事業に関連したゲーム業界についての知見が深く、事業拡大期の経営に関するの経験も豊富であるため。	
5	植田　修平 (1971年４月18日)	2001年５月　株式会社ゲームポット　代表取締役 2007年６月　一般社団法人日本オンラインゲーム協会　共同代表理事（現任） 2021年５月　株式会社NASSO　代表取締役（現任）	―
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) メタバース事業の発展に重要な、オンラインゲーム運営、及びコミュニティマネジメントに関するノウハウを有しているため。	

(注) １．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．須田仁之氏、和田洋一氏及び植田修平氏は社外取締役候補者であります。
３．取締役和田洋一氏及び植田修平氏は独立役員としての届出を行う予定です。
４．須田仁之氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって７年、和田洋一氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年であります。
５．各社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結を予定しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款第28条第２項ただし書きに基づき、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計を予定しています。
６．当社は会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

事　業　報　告

自　2022年４月１日　至　2023年３月31日

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度における国内外の経済環境は、国内においては年度末にかけて新型コロナウイルス感染症に関する防疫措置の緩和が推進された一方で、ウクライナを巡る地政学リスクの影響や国際的なインフレの進行等により、引き続き先行き不透明感が強くなっております。

このような環境のもと、当社はミッションとして「つくろう。世界が愛するカルチャーを。」を掲げ、日本発のエンターテインメント・カルチャーを作り出し世界中のユーザーに広めていくことにより、日本のユニークな強みであるアニメ、ゲームといった文化に関わるクリエイターの活動の場を増やしていくことを目指しております。

当事業年度につきましては、ライブ配信に加え、ショート動画や楽曲等を通じた多面的なコンテンツ供給にも注力し、結果として当社所属VTuberのYouTubeチャンネル登録総数（注1）は2023年３月末時点で7,558万人（前年同期比23.1％増）まで伸長いたしました。新規デビューVTuberとしては、2022年７月及び2023年１月に英語圏向け男性VTuberグループ「ホロスターズEnglish」より計８名をデビューさせており、所属VTuber及びそのファン層の多様化を企図しております。その結果、当事業年度の配信/コンテンツサービスの売上高は通年で6,342,733千円（前年同期比20.8%増）となりました。ライブ/イベントサービスにおきましても、2023年１月に実施した、《星街すいせい2nd live「Shout in Crisis」》及び同年３月に実施した《hololive SUPER EXPO 2023 Supported By Bushiroad》、《hololive 4th fes. Our Bright Parade Supported By Bushiroad》といった大型イベントの盛況が寄与し、同サービスの売上高は通年で3,429,004千円（前年同期比55.6%増）となりました。

また、当事業年度においては前述のサービスにおいて高まったIPの付加価値をベースに、コマースビジネスの規模が大きく拡大しており、マーチャンダイジングサービスの売上高は通年で8,003,091千円（前年同期比65.6%増）、ライセンス/タイアップサービスの売上高は通年で2,676,183千円（前年同期比94.2%増）となりました。マーチャンダイジングサービスにおいては、プロダクトミックスの改善により収益性の改善も進捗しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は、20,451,013千円と前年同期と比べ6,787,284千円（前年同期比49.7%増）の増収、営業利益は、3,417,173千円と前年同期と比べ1,562,001千円（前年同期比84.2%増）の増益、経常利益は3,385,233千円と前年同期と比べ1,531,255千円（前年同期比82.6%増）の増益、当期純利益は2,508,234千円と前年同期と比べ1,263,768千円（前年同期比101.6%増）の増益となりました。

（注）1．YouTubeチャンネル登録総数は、2023年3月31日時点の所属VTuber及び公式のYouTubeチャンネル登録数の総和

（2）資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、2023年3月27日付で東京証券取引所グロース市場に当社株式を上場のうえ、公募により1,500,000株の新株式を発行しており、これにより1,040,625,000円の資金調達を行いました。

（3）財産及び損益の状況の推移

区分	第４期 (2020年３月期)	第５期 (2021年３月期)	第６期 (2022年３月期)	第７期 (当事業年度) (2023年３月期)
売上高（千円）	1,479,001	5,724,794	13,663,728	20,451,013
経常利益（千円）	243,344	1,705,571	1,853,978	3,385,233
当期純利益（千円）	176,133	1,220,751	1,244,465	2,508,234
１株当たり当期純利益（円）	3.76	20.47	20.87	42.04
総資産（千円）	767,647	3,516,170	8,238,121	15,887,009
純資産（千円）	426,778	2,212,983	3,457,448	7,006,308

（注）当社は、2022年12月14日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、2020年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

（4）設備投資の状況

当事業年度中に行った設備投資は1,463,229千円であります。これは主にスタジオの新設に伴う内部造作、什器備品及び音響・ネットワーク機器によるものであります。当該スタジオは2023年５月から稼働を開始しております。

（5）対処すべき課題

①魅力的なIPの開発

VTuberの人気はアニメルック・アバターや関連するグループ又はユニットIPの魅力の影響を大きく受けるため、付加価値の高いVTuber IPを継続的に開発することは当社の経営課題です。当社は、IPやコンテンツを共創するクリエイターにとっても意義深い活動の機会を継続的に提供するために、当社IPの認知及びブランド価値の一層の向上に努めております。

②コンテンツ・クリエイター（注１）の発掘及び育成

VTuberの活動はアニメルック・アバターを用いて活動するコンテンツ・クリエイター（演者）の創作活動に依存しているため、能力のあるコンテンツ・クリエイターの発掘、及びその能力を一層開花させるための育成は当社の課題です。

当社では定期的なオーディションの実施により新しいコンテンツ・クリエイターの発掘ができるよう努めている他、採用後も社内外のクリエイター・企画チームを活用し、継続的なグッズ企画・衣装企画・ライブ企画等の多様な活動支援によってコンテンツ・クリエイターの個性をより発揮できるような環境を構築しております。

③事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

当社は付加価値の高いVTuber IPの継続的な開発と育成を主軸に、動画配信プラットフォーム上でのサービス展開のみに留まらない、多面的なIPビジネス市場での事業展開を推進しております。そのため、より大きな市場を捉えるために複数の先行投資を実施しております。具体的には、より付加価値の高いIP開発と集客力の向上に向けた、3Dモデリング、3Dアニメーションに関する人材投資、大型モーション・キャプチャー・スタジオの取得、及びユーザーの体験価値の向上に向けたメタバースサービスの開発を行っております。

大型モーション・キャプチャー・スタジオの取得については、ライブコンサート制作の内製化により、コンテンツの表現の自由度の向上に加えて中長期的なコスト改善も見込んでおります。

また、マーチャンダイジングにおいてはグループ及びユニットの企画性を活かした収益性の高い商品の開発に注力し、持続可能な成長を企図して参ります。

④組織体制の整備

当社の成長には多様な専門性を持った優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期的に働きやすい職場環境や人事制度を整備して参ります。

⑤技術力の強化

当社はコンテンツ・クリエイターの活動について、モーショントラッキング技術を駆使した自社開発のアプリケーション等で支えており、今後の継続的な技術改善が視聴者に新しいエンターテインメント体験を届けるために重要であると考えております。

高度なスタジオ配信を可能にするアプリケーションのアップデート等、継続的な技術改善を進めて参ります。

⑥コミュニティの健全性維持

当社は多数のVTuberを擁しており、それぞれのコンテンツ・クリエイターの裁量で日常的に膨大な数の視聴者との双方向コミュニケーションがライブ配信を通して行われています。

継続的な創作活動や視聴者とのコミュニケーションが維持されるよう、誹謗中傷対策などのコミュニティ健全化の施策は重要であると考えております。

外部専門家と連携しての誹謗中傷対策等、コンテンツ・クリエイター保護のための施策を継続的に実施して参ります。

(注) 1．本項及び以降に記載する「コンテンツ・クリエイター」とはアニメルック・アバターを用いてVTuberとしてライブ配信活動やコンテンツ制作を行う演者のこと

（6）主要な事業内容

事業名	内容
配信/コンテンツサービス	配信プラットフォームを通じたライブ配信等
ライブ/イベントサービス	オフライン、オンラインでのライブコンサートやイベントの実施
マーチャンダイジングサービス	フィジカル、デジタルの各種VTuberグッズ販売
ライセンス/タイアップサービス	IPライセンスアウトやタイアップ広告出演等

（7）重要な親会社及び子会社の状況

当事業年度末日現在、該当事項はありません。

（8）主要な営業所（2023年３月31日現在）

名称	場所
本社	東京都千代田区外神田二丁目２－３

（9）従業員の状況

当事業年度末日現在の従業員数

従業員数	前期末比増減数
418名	115名増

（注）従業員数には臨時従業員（期末時点の従業員90名）を含んでおりません。

（10）主要な借入先

当事業年度末日現在、該当事項はありません。

（11）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2023年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数
230,000,000株

（2）発行済株式の総数
61,124,200株

（3）株主数
26,233名

（4）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
谷郷　元昭	20,835,900	34.09
ＡＴ－Ⅱ投資事業有限責任組合	6,600,300	10.80
バレー株式会社	3,300,000	5.40
福田　一行	2,606,400	4.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,039,800	3.34
株式会社ＳＢＩ証券	1,918,400	3.14
日本証券金融株式会社	1,087,900	1.78
伊藤　将雄	985,400	1.61
ＨＡＫＵＨＯＤＯ　ＤＹ　ＦＵＴＵＲＥ　ＤＥＳＩＧＮ　ＦＵＮＤ投資事業有限責任組合	926,500	1.52
Ｔｏｋｙｏ　ＸＲ　Ｓｔａｒｔｕｐｓ株式会社	924,300	1.51

（5）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2023年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
谷郷　元昭	代表取締役社長	
福田　一行	取締役CTO	
須田　仁之	取締役	有限会社スダックス取締役 弁護士ドットコム株式会社監査役 株式会社グッドパッチ監査役 株式会社フクロウラボ監査役 株式会社Techouse取締役
和田　洋一	取締役	株式会社メタップス取締役 ワンダープラネット株式会社取締役 株式会社マイネット取締役 株式会社オープンアップグループ取締役
宮島　功	監査役	
小倉　親子	監査役	株式会社ビューティーガレージ執行役員 小倉親子公認会計士事務所代表
新井　健一郎	監査役	TH弁護士法人設立代表社員 エイチティープロパティーズ株式会社取締役 医療法人社団アスクレピオス社員 辻・本郷スマートアセット株式会社取締役

（注）１．取締役須田仁之氏及び和田洋一氏は社外取締役です。
２．監査役宮島功氏、小倉親子氏及び新井健一郎氏は社外監査役です。
３．監査役小倉親子氏及び新井健一郎氏は非常勤監査役です。
４．取締役和田洋一氏、監査役小倉親子氏及び新井健一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
５．取締役堤達生氏は、2022年12月13日をもって辞任により退任いたしました。

（2）取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

各取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針は、取締役、監査役によって構成される報酬委員会にて決定することとされており、報酬額は報酬委員会で定める「報酬決定基準表」に基づいて、会社の業績、業績への貢献度などが加味され、報酬委員会において協議のうえ決定されております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	80,400 (11,000)	80,400 (11,000)	-	-	4 (2)
監査役 （うち社外監査役）	17,420 (17,420)	17,420 (17,420)	-	-	3 (3)

（注）取締役及び監査役の報酬は、株主総会決議により報酬総額の限度額を決定しております。2021年２月26日開催の臨時株主総会（決議時の取締役の員数４名）において取締役の報酬総額を年額200,000千円以内、2022年６月23日開催の定時株主総会（決議時の監査役の員数３名）において監査役の報酬総額を年額20,000千円以内と決議しております。

（3）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況について、3. 会社役員に関する事項（1)取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	須田仁之	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に８回中８回出席しました。多数の会社の社外取締役、監査役を歴任し、経営の専門家としての経験・見識に基づき、経営の監督とチェック機能を発揮しました。
社外取締役	堤達生	同氏は、同氏の退任までに当事業年度に開催された定例取締役会に８回中８回、臨時取締役会に４回中４回出席しました。在任期間において役員以外の筆頭株主投資機関の代表であったとともに、投資関与先の社外取締役を担当している経験に基づき、取締役会の業務監督を行いました。
社外取締役	和田洋一	同氏は、同氏が2022年6月23日に社外取締役に就任後に当事業年度に開催された定例取締役会に10回中10回、臨時取締役会に６回中６回出席しました。今後当社が進出するメタバース事業に関連した知見、企業経営者として豊富な経験に基づき、事業面・ガバナンス面両方でアドバイスを行いました。
社外監査役	宮島功	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に８回中８回、監査役会に14回中14回出席しました。過去に所属していた企業で管理責任者として務めた豊富な経験に基づき、当社の業務監査において的確に課題を発見しアドバイスを行いました。
社外監査役	小倉親子	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に８回中８回、監査役会に14回中14回出席しました。公認会計士及び現任の上場企業の会計担当執行役員の経験に基づき、財務及び会計に関する専門的な視点から、監査役として発言を行いました。
社外監査役	新井健一郎	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に８回中８回、監査役会に14回中14回出席しました。弁護士としての豊富な経験に基づき、当社の業務監査やコンプライアンス体制の改善に際して意見を述べました。

（4）責任限定契約の内容と概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役については、定款第28条第２項ただし書きに基づき、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計とし、監査役については、定款第37条第２項ただし書きに基づき、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計としております。

（5）役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を踏まえ、会計監査人が算定した報酬見積りの根拠が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

（3）非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制に関する決定・決議、運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定めております。

（1）内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

（2）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査役による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

（3）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

（5）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の

進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。

また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

（6）監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査役会付を置きます。監査役会付は原則１名以上とします。

（7）前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査役会の事前の同意を得て行います。また、監査役会付の人事考課については監査役の同意を得て行います。

（8）取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査役会に報告するものとします。

監査役及び監査役会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

（9）その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。

また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

（11）財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（1）内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況は当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

（2）コンプライアンス体制

当社は、法令遵守意識の浸透を図るため、役員及び従業員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を監査役会・管理本部・危機管理チームに設置しております。当事業年度において発生した案件に関しては速やかに調査のうえ、取締役会に報告しました。

（3）取締役の職務執行

取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則月１回開催され、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会に対する諮問機関とする報酬委員会を年に２回開催し取締役、監査役及び執行役員の報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高めています。

（4）監査役会の職務執行

監査役会は、「監査役会規程」に基づき原則月１回開催され、法令等に定められた事項の決議を行うとともに、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行っております。また、常勤監査役は社内の重要な会議に出席するなど日常業務レベルで経営

情報を収集し、監査役会に報告しております。さらに、会計監査人、内部監査室と適宜情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に備え、財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大及び事業効率化のために投資を行い、企業価値の向上を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において当面の配当実施は未定であります。

〜〜〜

貸借対照表

(2023年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**11,740,862**	**流動負債**	**8,838,207**
現金及び預金	7,793,282	買掛金	2,084,235
売掛金	3,216,557	未払金	377,986
商品	338,430	未払費用	1,054,240
前払費用	158,976	未払法人税等	772,916
未収入金	60,521	前受金	4,188,735
前渡金	168,155	預り金	103,008
その他	17,684	賞与引当金	210,185
貸倒引当金	△12,746	その他	46,898
固定資産	**4,146,146**	**固定負債**	**42,493**
(有形固定資産)	**1,899,993**	資産除去債務	42,493
建物附属設備	15,753	**負債合計**	**8,880,701**
工具器具備品	196,804	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	1,687,435	**株主資本**	**7,002,488**
(無形固定資産)	**1,065,007**	**資本金**	**973,121**
特許権	3,438	**資本剰余金**	**970,121**
商標権	36,248	資本準備金	970,121
ソフトウエア	50,082	**利益剰余金**	**5,059,246**
ソフトウエア仮勘定	975,236	その他利益剰余金	5,059,246
(投資その他の資産)	**1,181,145**	繰越利益剰余金	5,059,246
差入保証金	909,295	**新株予約権**	**3,820**
繰延税金資産	271,820		
その他	30	**純資産合計**	**7,006,308**
資産合計	**15,887,009**	**負債及び純資産合計**	**15,887,009**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**20,451,013**
売上原価		**11,054,870**
売上総利益		**9,396,143**
販売費及び一般管理費		**5,978,969**
営業利益		**3,417,173**
営業外収益		
受取利息	97	
為替差益	1,490	
その他	784	2,372
営業外費用		
上場関連費用	22,423	
和解金	11,557	
その他	330	34,312
経常利益		**3,385,233**
特別損失		
固定資産売却損	2,574	
固定資産除却損	198	
減損損失	29,626	32,399
税引前当期純利益		**3,352,833**
法人税・住民税及び事業税	969,131	
法人税等調整額	△124,532	844,599
当期純利益		**2,508,234**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	452,808	449,808	449,808	2,551,011	2,551,011	3,453,628	3,820
当期変動額							
新株の発行	520,312	520,312	520,312			1,040,625	
当期純利益				2,508,234	2,508,234	2,508,234	
当期変動額合計	520,312	520,312	520,312	2,508,234	2,508,234	3,548,859	-
当期末残高	973,121	970,121	970,121	5,059,246	5,059,246	7,002,488	3,820

	純資産合計
当期首残高	3,457,448
当期変動額	
新株の発行	1,040,625
当期純利益	2,508,234
当期変動額合計	3,548,859
当期末残高	7,006,308

個別注記表
2022年４月１日～2023年３月31日

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記
（１）資産の評価基準及び評価方法
①棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品……個別法による原価法

（２）固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
建物附属設備……定額法
工具器具備品……定率法
②無形固定資産
定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準
①貸倒引当金
貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する額を計上しております。

（４）収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①配信/コンテンツサービス
・動画配信プラットフォームからの収益
当社はYouTube等の動画配信プラットフォームにおいて自社開発の動画配信アプリを通じて、所属するタレントの動画コンテンツを配信しています。動画配信中に顧客から課金の意思表示がなされるため、その意思表示をもって、ユーザーに対する履行義務が充足されたと判断し収益を計上しております。なお、通常動画配信中の収益についてはプラットフォーム運営事業者に支払う手数料

を控除した純額が入金されておりますが、手数料を算定できる一部の取引については収益額を総額で計上しております。

・印税収入

音楽等の著作権利用料による収入であり、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであることから、ライセンス先の企業において当該サービスの提供時点で収益を認識しております。当該サービスの提供時期を把握することが困難な取引については収入が確定した時期に収益を計上しております。

②マーチャンダイジングサービス

・グッズの販売

グッズ売上は、原則として顧客に商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。

ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

③ライセンス/タイアップサービス

・プロモーション案件

プロモーション案件は、顧客に契約ごとのサービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

④ライブ/イベントサービス

・イベント収入

主にライブイベントの入場料から得られる収入であり、顧客に対してこれらの公演を実施する義務を負っており、当該履行義務は各公演の実施完了をもって充足され、収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

5．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額……　245,708千円

※減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6．損益計算書に関する注記

減損損失

（1）減損損失の内訳

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

減損損失の金額

種類	用途	金額（千円）
工具及び器具備品	本社の什器備品等	6,571
ソフトウエア	自社開発ゲーム	23,055
合計		29,626

（2）減損損失の認識に至った経緯

①工具器具備品

本社移転に伴い処分予定の什器備品について帳簿価額を回収可能額まで減額しております。

②ソフトウエア

自社開発のゲームについて、未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回っていたため、回収可能額まで減額しております。

（3）資産のグルーピングの方法

当社は、VTuber運営事業の単一事業であることから全社を一つの単位としてグルーピングを行っておりますが、ソフトウエアについては独立したキャッシュを生み出す単位であることから、個別に独立した単位としてグルーピングしております。

7．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　　61,124,200株

（2）新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　5,968,900株

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	48,184千円
貸倒引当金	3,903千円
賞与引当金	74,027千円
資産除去債務	13,013千円
減損損失	75,583千円
フリーレント賃料	55,371千円
その他	14,283千円
繰延税金資産小計	284,368千円
評価性引当金	△296千円
繰延税金資産合計	284,071千円
繰延税金負債	
固定資産（資産除去債務）	12,251千円
繰延税金負債合計	12,251千円
繰延税金資産純額	271,820千円

9．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金については、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うもので、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

Ⅰ　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

Ⅱ　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	909,295	876,360	△32,934
資産計	909,295	876,360	△32,934

(注) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	876,360	－	876,360
資産計	－	876,360	－	876,360

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

各契約ごとに返還予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービス別に分解した収益情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	配信/コンテンツサービス	ライブ/イベントサービス	マーチャンダイジングサービス	ライセンス/タイアップサービス	合計
顧客との契約から生じる収益	6,342,733	3,429,004	8,003,091	2,676,183	20,451,013
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	6,342,733	3,429,004	8,003,091	2,676,183	20,451,013

(注) 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当事業年度（期末）(千円)
顧客との契約から生じた債権	3,216,557
契約負債	4,188,735

契約負債は、主にマーチャンダイジングサービスに関するグッズ販売の受注時に、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い１年以内に取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価

の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額……　114円56銭

1株当たり当期純利益…　42円04銭

（注）当社は2022年12月14日付で普通株式1株につき 株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月24日

カバー株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏木　忠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠田　友彦

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、カバー株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第７期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1)　監査役会は、監査方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
①　取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所（スタジオ含む）において業務及び財産の状況を調査いたしました。
②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

２．監査の結果
(1)　事業報告等の監査結果
１　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
２　取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、すべての取締役より「職務執行確認書」を取得しております。
３　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月26日

カバー株式会社　監査役会
常勤監査役　宮島　功　印
監査役　小倉　親子　印
監査役　新井健一郎　印

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区高輪４-11-16　京急第11ビル
TKPガーデンシティPREMIUM品川
ホール６A

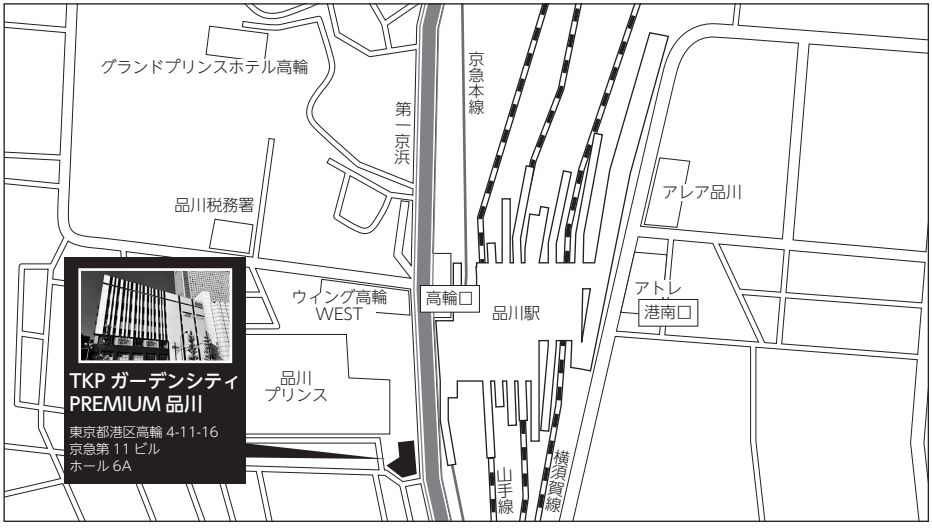

交通機関のご案内

京急本線　品川駅　高輪口　徒歩３分
JR山手線　品川駅　高輪口　徒歩４分
JR京浜東北線　品川駅　高輪口　徒歩４分
JR東海道本線　品川駅　高輪口　徒歩４分
JR横須賀線　品川駅　高輪口　徒歩４分
JR山手線　五反田駅　バス10分
JR山手線　目黒駅　バス22分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。